



2026年1月30日

各 位

会 社 名 株式会社イー・ロジット
代表者名 代表取締役社長 池田 忠史
(コード番号：9327 東証スタンダード市場)
問合せ先 執行役員CFO兼経営管理本部長 森 俊介
(TEL. 03-3518-5460)

(変更)「第三者割当による新株式及び第8回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行
並びに主要株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」の一部変更
（発行条件等の変更及び主要株主の異動の取り消し）について

当社が2026年1月16日付で公表いたしました「第三者割当による新株式及び第8回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行並びに主要株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」（以下、「当初開示」という。）について一部変更が生じましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、当初開示のとおり、割当予定先との間で、新株式及び第8回新株予約権の引受けについて合意しておりましたが、当初開示以降、割当予定先の当社に対するリスク許容度が変わり、当初の条件においては円滑な実行が困難になる可能性があるとの申し入れがございました。これを受け、当社と割当予定先にて改めて協議を行いました結果、新株式の比率を下げ、新株予約権の比率を高めるとともに、行使期間を2年間から3年間へ延長し、かつ当社による行使指示条項については廃止して割当予定先の裁量による行使を基本とする条件へ変更することといたしました。本変更は、割当予定先のリスクを抑制しつつ、より長期間にわたり当社の企業価値向上に伴走する形での支援を確保することを目的としております。当社といたしましては、条件を変更しても割当予定先に引受けていただくことで、当初計画していた手元資金の確保額は減少するものの、直近の事業運営に必要な運転資金を確保できること、また、中長期的な視点での資金調達の機会を確保することができることから、割当予定先との関係維持及び資金調達の実行を最優先し、本変更を行うことといたしました。

なお、本変更に伴う発行条件等の相当性については、第三者委員会より改めて変更後の発行条件等による本資金調達の必要性及び相当性が認められる旨の意見書を入手しております。

また、上記の発行条件の変更に伴い、割当予定先である須田忠雄氏は、払込時点において当社の主要株主には該当しない見込みとなりました。

2. 変更事項

1. 募集の概要
 2. 募集の目的及び理由
 - (2) 本資金調達方法（第三者割当による新株式及び新株予約権発行）のリスク及び特徴
(本新株発行のリスク情報) ②株主価値の希薄化リスク
(本新株予約権の特徴)
(本新株予約権の発行に関するリスク情報について) ②株式価値の希薄化リスク
 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期
 - (1) 調達する資金の額
 - (2) 調達する資金の具体的な使途
 5. 発行条件等の合理性
 - (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容 ②本新株予約権
 - (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠
 7. 募集後の大株主及び持株比率
 9. 企業行動規範上の手続きに関する事項
- <第三者委員会による本第三者割当増資の必要性及び相当性に関する意見の概要>
- (2) 本資金調達の相当性 ② 発行条件等の相当性
- II. 主要株主及びその他の関係会社の異動
1. 異動が生じる経緯
 2. 異動する株主の概要
 - (1) 新たに主要株主に該当することとなる株主の概要
 - (2) その他の関係会社に該当しなくなる株主の概要
 3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数 (所有株式数) 及び総株主の議決権の数に対する割合 議決権の数
 4. 異動予定年月日

3. 変更箇所

変更箇所には下線を付して表示しております。

(変更前)

1. 募集の概要

<本新株式の募集の概要>

(1) 払込期日	2026年2月 <u>2</u> 日
(2) 発行新株式数	2,150,000株
(3) 発行価額	1株につき236円
(4) 調達資金の額	507,400,000円 発行諸費用の概算額を差し引いた手取概算額については、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (1) 調達する資金の額」に記載。
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、次の者に割り当てる。 須田忠雄 2,150,000株

<本新株予約権の募集の概要>

(1) 割当日	2026年2月 <u>2</u> 日
(2) 新株予約権の総数	62,500個 (1個につき100株)
(3) 発行価額	1個につき <u>422</u> 円 (1株につき <u>4.22</u> 円)
(4) 当該発行による	6,250,000株 (新株予約権1個につき100株)

潜 在 株 式 数	上限行使価額なし。 下限行使価額は 189 円だが、下限行使価額においても、潜在株式数は <u>6,250,000</u> 株とする。
(5) 資 金 調 達 の 額	<u>1,501,375,000</u> 円 (内訳) 本新株予約権発行による調達額： <u>26,375,000</u> 円 本新株予約権行使による調達額： <u>1,475,000,000</u> 円 発行諸費用を差し引いた手取概算額については、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (1) 調達する資金の額」に記載。また、行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性がある。
(7) 募 集 又 は 割 当 方 法 (割 当 予 定 先)	第三者割当の方法により、次の者に割り当てる。 須田忠雄 <u>62,500</u> 個
(8) そ の 他	<p>① 取得条項 (省略)</p> <p>② 行使指示条項 <u>当社は、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における発行会社の普通株式の普通取引の終値単純平均が、本新株予約権の行使価額の130%を超過した場合、割当予定先に対し、発行会社が指定した個数の本新株予約権を行使するよう指示（以下「行使指示」という。）することができる。</u></p> <p>③ 譲渡制限 (省略)</p> <p>④ その他 (省略)</p>

(変更後)

1. 募集の概要

<本新株式の募集の概要>

(1) 払 込 期 日	2026 年 2 月 <u>18</u> 日
(2) 発 行 新 株 式 数	<u>1,250,000</u> 株
(3) 発 行 価 額	1 株につき 236 円
(4) 調 達 資 金 の 額	<u>295,000,000</u> 円 発行諸費用の概算額を差し引いた手取概算額については、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (1) 調達する資金の額」に記載。
(5) 募 集 又 は 割 当 方 法 (割 当 予 定 先)	第三者割当の方法により、次の者に割り当てる。 須田忠雄 <u>1,250,000</u> 株

<本新株予約権の募集の概要>

(1) 割 当 日	2026 年 2 月 <u>18</u> 日
(2) 新 株 予 約 権 の 総 数	<u>70,000</u> 個 (1 個につき 100 株)
(3) 発 行 価 額	1 個につき <u>443</u> 円 (1 株につき <u>4.43</u> 円)
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	<u>7,000,000</u> 株 (新株予約権 1 個につき 100 株) 上限行使価額なし。

	下限行使価額は 189 円だが、下限行使価額においても、潜在株式数は <u>7,000,000</u> 株とする。
(5) 資金調達の額	<u>1,683,010,000</u> 円 (内訳) 本新株予約権発行による調達額 : <u>31,010,000</u> 円 本新株予約権行使による調達額 : <u>1,652,000,000</u> 円 発行諸費用を差し引いた手取概算額については、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (1) 調達する資金の額」に記載。また、行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性がある。
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、次の者に割り当てる。 須田忠雄 <u>70,000</u> 個
(8) その他	① 取得条項 (省略) <u>(削除)</u> ② 謹渡制限 (省略) ③ その他 (省略)

(変更前)

2. 募集の目的及び理由

(2) 本資金調達方法（第三者割当による新株式及び新株予約権発行）のリスク及び特徴

（本新株発行のリスク情報）

② 株主価値の希薄化リスク

本新株式を発行した際の株式の増加数は 2,150,000 株（議決権 21,500 個）となります。これは本日現在の当社の発行済株式 14,593,000 株に対し 14.73%に相当し、また、本新株予約権の権利行使に伴い発行される株式は 6,250,000 株（議決権 62,500 個）であり、その合算した数 8,400,000 株（議決権 84,000 個）は、本日現在の発行済株式の 57.56%（議決権総数 145,903 個に対しては 57.57%）となります。なお、2025 年 9 月 11 日付「第三者割当による自己新株予約権の処分」にて開示いたしましたとおり、第 7 回新株予約権の処分 2,733,300 株（議決権総数 27,333 個）を含めた希薄化率は、本日現在の発行済株式 14,593,000 株の 76.29%（議決権総数 145,903 個に対しては 76.31%）となり、株主価値が一時的に希薄化することとなります。

(変更後)

2. 募集の目的及び理由

(2) 本資金調達方法（第三者割当による新株式及び新株予約権発行）のリスク及び特徴

（本新株発行のリスク情報）

② 株主価値の希薄化リスク

本新株式を発行した際の株式の増加数は 1,250,000 株（議決権 12,500 個）となります。これは本日現在の当社の発行済株式 14,593,000 株に対し 8.57%に相当し、また、本新株予約権の権利行使に伴い発行される株式は 7,000,000 株（議決権 70,000 個）であり、その合算した数 8,250,000 株（議決権 82,500 個）は、本日現在の発行済株式の 56.53%（議決権総数 145,903 個に対しては 56.54%）となります。なお、2025 年 9 月 11 日付「第三者割当による自己新株予約権の処分」にて開示いたしましたと

おり、第7回新株予約権の処分2,733,300株（議決権総数27,333個）を含めた希薄化率は、本日現在の発行済株式14,593,000株の75.26%（議決権総数145,903個に対しては75.28%）となり、株主価値が一時的に希薄化することとなります。

（変更前）

2. 募集の目的及び理由

（2）本資金調達方法（第三者割当による新株式及び新株予約権発行）のリスク及び特徴

（本新株予約権の特徴）

①本新株予約権の対象株式数は、発行当初から本新株予約権発行要項に示される6,250,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。

（中略）

④本新株予約権には行使指示条項が付されており、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における発行会社の普通株式の普通取引の終値単純平均が、本新株予約権の行使価額の130%を超過した場合、割当予定先に対し、発行会社が指定した個数の本新株予約権を行使するよう指示することが可能となっております。これにより、当社から割当予定先へ10取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権の行使を促すことで資金調達が可能となります。

（中略）

（本新株予約権の発行に関するリスク情報について）

② 株式価値の希薄化リスク

本新株予約権の権利行使に伴い発行される株式は6,250,000株（議決権62,500個）となります。これは本日現在の当社の発行済株式14,593,000株に対し42.83%に相当し、また、本新株式を発行した際の株式の増加数は2,150,000株（議決権21,500個）であり、その合算した数8,400,000株（議決権84,000個）は、本日現在の発行済株式の57.56%（議決権総数145,903個に対しては57.57%）となります。なお、2025年9月11日付「第三者割当による自己新株予約権の処分」にて開示いたしましたとおり、第7回新株予約権の処分2,733,300株（議決権総数27,333個）を含めた希薄化率は、本日現在の発行済株式14,593,000株の76.29%（議決権総数145,903個に対しては76.31%）となり、株主価値が一時的に希薄化することとなります。

（変更後）

2. 募集の目的及び理由

（2）本資金調達方法（第三者割当による新株式及び新株予約権発行）のリスク及び特徴

（本新株予約権の特徴）

①本新株予約権の対象株式数は、発行当初から本新株予約権発行要項に示される7,000,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。

（中略）

（削除）

（中略）

（本新株予約権の発行に関するリスク情報について）

② 株式価値の希薄化リスク

本新株予約権の権利行使に伴い発行される株式は7,000,000株（議決権70,000個）となります。これは本日現在の当社の発行済株式14,593,000株に対し47.97%に相当し、また、本新株式を発行した際の株式の増加数は1,250,000株（議決権12,500個）であり、その合算した数8,250,000株（議決権82,500個）は、本日現在の発行済株式の56.53%（議決権総数145,903個に対しては56.54%）となり

ます。なお、2025年9月11日付「第三者割当による自己新株予約権の処分」にて開示いたしましたとおり、第7回新株予約権の処分2,733,300株（議決権総数27,333個）を含めた希薄化率は、本日現在の発行済株式14,593,000株の76.26%（議決権総数145,903個に対しては75.28%）となり、株主価値が一時的に希薄化することとなります。

（変更前）

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

（1）調達する資金の額

調達する資金の総額	<u>2,008,775,000</u> 円
内訳（本新株式発行による調達額）	<u>507,400,000</u> 円
（本新株予約権の発行による調達額）	<u>26,375,000</u> 円
（本新株予約権の行使による調達額）	<u>1,475,000,000</u> 円
発行諸費用の概算額	<u>102,985,691</u> 円
差引手取概算額	<u>1,905,789,309</u> 円

- （注） 1. 払込金額の総額は、本新株式発行価額の総額507,400,000円と本新株予約権の発行価額の総額26,375,000円に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額1,475,000,000円を合算した金額です。なお、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額については、全ての本新株予約権が行使されたと仮定して算定しております。
2. 発行諸費用の概算額には、登記費用7,031千円、アドバイザリー（調達額に応じた成功報酬）費用（株式会社ジーエルコーポレーション 東京都港区港南五丁目4番12号 代表取締役当麻久）90,325千円、有価証券届出書等作成費用1,800千円、割当予定先調査費用50千円、新株予約権の算定費用（東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社 東京都千代田区永田町一丁目11番28号 代表取締役 能勢元）900千円及び第三者委員会の費用2,880千円が含まれております。なお、発行諸費用の概算額には消費税は含まれておりません。

（2）調達する資金の具体的な使途

（本新株式の発行により調達する資金の具体的な使途）

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
① 運転資金	<u>500</u>	2026年4月～2029年3月
計	<u>500</u>	

（注）（省略）

（本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途）

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
① 運転資金	<u>505</u>	2026年4月～2029年3月
② データセンター事業に係る事業投資	<u>300</u>	2026年4月～2027年6月
③ 設備投資	<u>500</u>	2026年4月～2028年3月
④ 商品開発	<u>100</u>	2026年4月～2028年3月
計	<u>1,405</u>	

（注）（省略）

（変更後）

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

調達する資金の総額	<u>1,978,010,000</u> 円
内訳 (本新株式発行による調達額)	<u>295,000,000</u> 円
(本新株予約権の発行による調達額)	<u>31,010,000</u> 円
(本新株予約権の行使による調達額)	<u>1,652,000,000</u> 円
発行諸費用の概算額	<u>102,455,021</u> 円
差引手取概算額	<u>1,875,554,979</u> 円

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株式発行価額の総額 295,000,000 円と本新株予約権の発行価額の総額 31,010,000 円に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額 1,652,000,000 円を合算した金額です。なお、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額については、全ての本新株予約権が行使されたと仮定して算定しております。

2. 発行諸費用の概算額には、登記費用 6,923 千円、アドバイザリー (調達額に応じた成功報酬) 費用 (株式会社ジーエルコーポレーション 東京都港区港南五丁目 4 番 12 号 代表取締役 当麻久) 89,402 千円、有価証券届出書等作成費用 2,300 千円、割当予定先調査費用 50 千円、新株予約権の算定費用 (東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社 東京都千代田区永田町一丁目 11 番 28 号 代表取締役 能勢元) 900 千円及び第三者委員会の費用 2,880 千円が含まれております。なお、発行諸費用の概算額には消費税は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

(本新株式の発行により調達する資金の具体的な使途)

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 運転資金	<u>295</u>	2026年4月～2029年3月
計	<u>295</u>	

(注) (省略)

(本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途)

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 運転資金	<u>680</u>	2026年4月～2029年3月
② データセンター事業に係る事業投資	<u>300</u>	2026年4月～2028年6月
③ 設備投資	<u>500</u>	2026年4月～2029年3月
④ 商品開発	<u>100</u>	2026年4月～2029年3月
計	<u>1,580</u>	

(注) (省略)

(変更前)

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

② 本新株予約権

本新株予約権の発行価額の公正価値の算定には、上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに選定した第三者機関である東京フィナンシャルに依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

当該機関による算定の結果として、基準となる当社株価 262 円 (2026 年 1 月 15 日の終値)、権利行使価額 236 円 (2026 年 1 月 15 日の終値を基準として 9.92% のディスカウントをした価額)、ボラティリティ

イ 58.80% (2026年1月から遡って3年間をもって算出)、権利行使期間2年、リスクフリーレート 1.149% (評価基準日における10年物国債レート)、配当率0%、当社による取得条項、本新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク (21.83%)、代替資金調達コスト (33.45%、リスクフリーレート、市場リスクプレミアム、及び当社クレジット・コストを元に修正CAPMを試算し、その算出数値を元に試算) 等を参考に公正価値評価を実施し、本新株予約権1個につき 422 円との結果を得ております。

当社は、当該機関が一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎に算出した評価結果である本新株予約権1個あたり公正価値 422 円を基準として、割当予定先と協議の結果、評価算出と同額であることは妥当であると考慮し、本新株予約権1個あたりの発行価額を、評価算出と同額の 422 円といたしました。

したがって、恣意性のない客観的かつ合理的な算定根拠に基づいた適正な価格であると判断いたしました。

また、本新株予約権の行使価額については、当社と割当予定先との交渉の結果、より直前の株式価値が当社の実態を反映しているものと考えられることから、本新株予約権の発行及び第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日 (2026年1月15日) の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値である 262 円を基準として、9.92%ディスカウントした 236 円といたしました。確実かつ迅速に資金を調達するためには、割当予定先のリスク許容度に見合った条件設定が必要不可欠であります。今回設定いたしました行使価額は、直近の市場株価に対して一定のディスカウントを含んだ条件となっておりますが、これは、当社が直面している財務上の課題解決に向けたリスクマネーを呼び込むために必要なインセンティブであり、割当予定先による早期の権利行使と資金流入を促進するための措置であります。

上記東京フィナンシャルが評価算出した本新株予約権1個につき 422 円の価額は、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の引受契約に定められた諸条件を考慮すべきとの考えを前提にしており適正価額であると判断しております。

行使価額修正条項を付した理由につきましては、将来的な市場環境の変動等により当社株価が下落した場合においても、本新株予約権の行使を促進し、機動的かつ確実に資金を確保することを主たる目的としております。当該条項は、割当予定先の価格変動リスクを軽減することで本新株予約権の引受けを容易にする一方、当社にとっては、株価下落局面においても資金調達の停滞を防ぎ、事業計画の遂行に必要な資金を確保する可能性を高める効果があることから、合理的であると判断いたしました。

取得条項については、当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議して取得日を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の本新株予約権者に対する通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個あたり 422 円の価額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができるよう設計しております。

発行会社が取得条項を行使した場合、割当予定先は、取得日までは行使及び売却を行うことができるものとし、取得日に残数を発行会社が全て取得する前提を置いております。

なお、当社としては、本第三者割当により、当社株式は大規模な希薄化を伴うものの、本第三者割当より調達した資金による収益基盤の確保が実現されれば、結果として当社の企業価値向上に資するものと判断していることから、本新株予約権の発行価額についても合理的なものであると判断しております。

また、割当予定先に本新株式と併せて本新株予約権を引受けさせていただくことによって、当社の収益基盤の構築を図ることが可能となること、財務基盤が強化されることにより、金融機関等からの与信力向上・回復が期待できること、それらに伴い、新規借入先を開拓することができる期待されること等、当社の将来的な事業基盤の構築が可能になると見込まれることから、株主の皆様のご理解が得られるものと判断いたしました。

また、当社監査等委員会は監査等委員3名 (うち社外取締役3名) で構成されておりますが、当社取締役会に監査等委員全員が出席し、本第三者割当における払込金額等の条件及び手続きの適法性について検討を行い、以下のとおり意見を表明しております。

まず、有利発行への該当性については、本新株式の発行価額及び本新株予約権の行使価額（236円）が、取締役会決議日の直前営業日の終値（262円）に対して約9.92%のディスカウントとなっており、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に定める価格水準（直前日株価等の90%以上）の範囲内であることを確認いたしました。また、本新株予約権1個あたりの発行価額を、第三者機関である東京フィナンシャルによる評価算出と同額の422円としていることを確認しました。

そのうえで、単に上記指針の範囲内であることのみならず、以下の諸要素を総合的に勘案いたしました。

- ・当社の財務状況及び信用リスク：当社は4期連続で経常損失を計上し、継続企業の前提に重要な不確実性が認められる状況にあり、一般的な上場企業と比較して投資家が負う信用リスクが高い状態にあること。
- ・割当予定先が負うリスク：本新株式は市場売却への制約こそないものの、一度に大量の株式（発行済株式の約14.73%相当）を引き受けるものであり、市場での消化可能性（流動性リスク）や、保有期間中の株価下落リスクを割当予定先が負担すること。
- ・資金調達の必要性とのバランス：このような状況下において、当社の事業継続と再成長に不可欠な運転資金及び投資資金を確実かつ迅速に調達するためには、上記のリスク許容度に見合った条件設定が必要不可欠であり、今回設定したディスカウントは、リスクマネーを呼び込むために必要な合理的なインセンティブの範囲内であると認められること。

以上の点を総合的に判断した結果、本株式及び本新株予約権の発行価額は、当社の現状における客観的かつ公正な市場価値を反映した適正な価格設定であり、既存株主の利益を不当に害するものではなく、「特に有利な金額」には該当せず適法であると判断いたしました。

以上の内容に基づき、当社取締役会において、当社出席取締役全員賛同のもと、本第三者割当を決議しております。

（変更後）

5. 発行条件等の合理性

- （1）払込金額の算定根拠及びその具体的な内容
 - ② 本新株予約権
- 本新株予約権の発行価額の公正価値の算定には、上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに選定した第三者機関である東京フィナンシャルに依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

当該機関による算定の結果として、基準となる当社株価262円（2026年1月15日の終値）、権利行使価額236円（2026年1月15日の終値を基準として9.92%のディスカウントをした価額）、ボラティリティ56.77%（2026年1月から遡って3年間をもって算出）、権利行使期間3年、リスクフリーレート1.328%（評価基準日における10年物国債レート）、配当率0%、当社による取得条項、本新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク（21.83%）、代替資金調達コスト（33.13%、リスクフリーレート、市場リスクプレミアム、及び当社クレジット・コストを元に修正CAPMを試算し、その算出数値を元に試算）等を参考に公正価値評価を実施し、本新株予約権1個につき443円との結果を得ております。

当社は、当該機関が一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎に算出した評価結果である本新株予約権1個あたり公正価値443円を基準として、割当予定先と協議の結果、評価算出と同額であることは妥当であると考慮し、本新株予約権1個あたりの発行価額を、評価算出と同額の443円といたしました。

したがって、恣意性のない客観的かつ合理的な算定根拠に基づいた適正な価格であると判断いたしました。

また、本新株予約権の行使価額については、当社と割当予定先との交渉の結果、より直前の株式価値が当社の実態を反映しているものと考えられることから、本新株予約権の発行及び第三者割当に関する取締

役会決議日の直前営業日（2026年1月15日）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値である262円を基準として、9.92%ディスカウントした236円といたしました。確実かつ迅速に資金を調達するためには、割当予定先のリスク許容度に見合った条件設定が必要不可欠であります。今回設定いたしました行使価額は、直近の市場株価に対して一定のディスカウントを含んだ条件となっておりますが、これは、当社が直面している財務上の課題解決に向けたリスクマネーを呼び込むために必要なインセンティブであり、割当予定先による早期の権利行使と資金流入を促進するための措置であります。

上記東京フィナンシャルが評価算出した本新株予約権1個につき443円の価額は、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の引受契約に定められた諸条件を考慮すべきとの考えを前提にしており適正価額であると判断しております。

行使価額修正条項を付した理由につきましては、将来的な市場環境の変動等により当社株価が下落した場合においても、本新株予約権の行使を促進し、機動的かつ確実に資金を確保することを主たる目的としております。当該条項は、割当予定先の価格変動リスクを軽減することで本新株予約権の引受けを容易にする一方、当社にとっては、株価下落局面においても資金調達の停滞を防ぎ、事業計画の遂行に必要な資金を確保する可能性を高める効果があることから、合理的であると判断いたしました。

取得条項については、当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議して取得日を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の本新株予約権者に対する通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個あたり443円の価額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができるよう設計しております。

発行会社が取得条項を行使した場合、割当予定先は、取得日までは行使及び売却を行うことができるものとし、取得日に残数を発行会社が全て取得する前提を置いております。

なお、当社としては、本第三者割当により、当社株式は大規模な希薄化を伴うものの、本第三者割当により調達した資金による収益基盤の確保が実現されれば、結果として当社の企業価値向上に資するものと判断していることから、本新株予約権の発行価額についても合理的なものであると判断しております。

また、割当予定先に本新株式と併せて本新株予約権を引受けさせていただくことによって、当社の収益基盤の構築を図ることが可能となること、財務基盤が強化されることにより、金融機関等からの与信力向上・回復が期待できること、それに伴い、新規借入先を開拓することができるなど、当社の将来的な事業基盤の構築が可能になると見込まれることから、株主の皆様のご理解が得られるものと判断いたしました。

また、当社監査等委員会は監査等委員3名（うち社外取締役3名）で構成されておりますが、当社取締役会に監査等委員全員が出席し、本第三者割当における払込金額等の条件及び手続きの適法性について検討を行い、以下のとおり意見を表明しております。

まず、有利発行への該当性については、本新株式の発行価額及び本新株予約権の行使価額（236円）が、取締役会決議日の直前営業日の終値（262円）に対して約9.92%のディスカウントとなっており、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に定める価格水準（直前日株価等の90%以上）の範囲内であることを確認いたしました。また、本新株予約権1個あたりの発行価額を、第三者機関である東京フィナンシャルによる評価算出と同額の443円としていることを確認しました。

そのうえで、単に上記指針の範囲内であることのみならず、以下の諸要素を総合的に勘案いたしました。

- ・当社の財務状況及び信用リスク：当社は4期連続で経常損失を計上し、継続企業の前提に重要な不確実性が認められる状況にあり、一般的な上場企業と比較して投資家が負う信用リスクが高い状態にあること。
- ・割当予定先が負うリスク：本新株式は市場売却への制約こそないものの、一度に大量の株式（発行済株式の約8.57%相当）を引き受けるものであり、市場での消化可能性（流動性リスク）や、保有期間中の株価下落リスクを割当予定先が負担すること。
- ・資金調達の必要性とのバランス：このような状況下において、当社の事業継続と再成長に不可欠な運転

資金及び投資資金を確実かつ迅速に調達するためには、上記のリスク許容度に見合った条件設定が必要不可欠であり、今回設定したディスカウントは、リスクマネーを呼び込むために必要な合理的なインセンティブの範囲内であると認められること。

以上の点を総合的に判断した結果、本株式及び本新株予約権の発行価額は、当社の現状における客観的かつ公正な市場価値を反映した適正な価格設定であり、既存株主の利益を不当に害するものではなく、「特に有利な金額」には該当せず適法であると判断いたしました。

以上の内容に基づき、当社取締役会において、当社出席取締役全員賛同のもと、本第三者割当を決議しております。

(変更前)

5. 発行条件等の合理性

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の第三者割当により発行される本新株式は 2,150,000 株（議決権 21,500 個）であり、また、本新株予約権の権利行使に伴い発行される株式は 6,250,000 株（議決権 62,500 個）であり、その合算した数 8,400,000 株（議決権 84,000 個）は、本日現在の発行済株式 14,593,000 株の 57.56%（議決権総数 145,903 個に対しては 57.57%）となり、これにより既存株主におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。なお、2025年9月11日付「第三者割当による自己新株予約権の処分」にて開示いたしましたとおり、第7回新株予約権の処分 2,733,300 株（議決権総数 27,333 個）を含めた希薄化率は、本日現在の発行済株式 14,593,000 株の 76.29%（議決権総数 145,903 個に対しては 76.31%）となります。

しかしながら、当社は、本第三者割当により調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載した各資金使途に充当することを予定しており、これは当社の今後の成長基盤の確立、中長期的な成長戦略の実現につながり、当社の企業価値が向上するものと想定され、中長期的な観点から、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと考えております。

また、本新株式の発行及び本新株予約権が行使された場合の最大交付株式数 8,400,000 株に対し、当社株式の過去6ヶ月間における1日あたり平均出来高は、131,302 株であり、過去3ヶ月間における1日あたりの平均出来高は 105,117 株及び過去1ヶ月間における1日あたりの平均出来高は 187,395 株となっております。当該平均出来高を参考に、本新株式の発行及び本新株予約権が行使された場合の最大交付株式数 8,400,000 株が、株式市場において売却された場合の流通市場への影響は、行使期間である2年間（営業日数を 489 日として計算）で行使して希薄化規模が最大になった場合の1日あたりの売却数量は 17,178 株となり、上記の最小値である過去3ヶ月間における1日あたりの平均出来高の 16.34%にとどまることから、当社普通株式は、本新株予約権の目的である株式の総数を勘案しても一定の流動性を有していると判断しております、本新株予約権の行使により発行された当社株式の売却は、当社普通株式の流動性によって吸収可能であることから、本新株予約権の発行による株式発行の数量及び希薄化の規模は一定の合理性を有していると判断しております。

また、本新株予約権による資金調達につきましては、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載するとおり、当社の業績回復が進むことによって当社の企業価値が向上することで株式価値の向上につながり、ひいては既存株主の皆様の利益につながるものであることから、当社の事業拡充及び成長戦略に必要不可欠であると判断いたしました。

そのため、本新株予約権による資金調達は一定の希薄化を招きますが、中長期的に見ても、企業価値の向上に資することであることから、適切なものであると判断しております。

なお、本第三者割当の希薄化率が 25%を超える大規模なものであることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条の定めに従った手続きの履行が必要です。そのため、当社は、経営者から一定程度独立した第三者委員会による第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を入手することといたしました。本第三者委員会における本第三者割当増資の必要性及び相当性についての意見表明に

つきましては、「9. 企業行動規範上の手続きに関する事項」に記載しております。

(変更後)

5. 発行条件等の合理性

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の第三者割当により発行される本新株式は 1,250,000 株（議決権 12,500 個）であり、また、本新株予約権の権利行使に伴い発行される株式は 7,000,000 株（議決権 70,000 個）であり、その合算した数 8,250,000 株（議決権 82,500 個）は、本日現在の発行済株式 14,593,000 株の 56.53%（議決権総数 145,903 個に対しては 56.54%）となり、これにより既存株主におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。なお、2025年9月11日付「第三者割当による自己新株予約権の処分」にて開示いたしましたとおり、第7回新株予約権の処分 2,733,300 株（議決権総数 27,333 個）を含めた希薄化率は、本日現在の発行済株式 14,593,000 株の 75.26%（議決権総数 145,903 個に対しては 75.28%）となります。

しかしながら、当社は、本第三者割当により調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載した各資金使途に充当することを予定しております、これは当社の今後の成長基盤の確立、中長期的な成長戦略の実現につながり、当社の企業価値が向上するものと想定され、中長期的な観点から、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと考えております。

また、本新株式の発行及び本新株予約権が行使された場合の最大交付株式数 8,250,000 株に対し、当社株式の過去6ヶ月間における1日あたり平均出来高は、131,302 株であり、過去3ヶ月間における1日あたりの平均出来高は 105,117 株及び過去1ヶ月間における1日あたりの平均出来高は 187,395 株となっております。当該平均出来高を参考に、本新株式の発行及び本新株予約権が行使された場合の最大交付株式数 8,250,000 株が、株式市場において売却された場合の流通市場への影響は、行使期間である3年間（営業日数を731日として計算）で行使して希薄化規模が最大になった場合の1日あたりの売却数量は 11,286 株となり、上記の最小値である過去3ヶ月間における1日あたりの平均出来高の 10.74%にとどまることから、当社普通株式は、本新株予約権の目的である株式の総数を勘案しても一定の流動性を有していると判断しております、本新株予約権の行使により発行された当社株式の売却は、当社普通株式の流動性によって吸収可能であることから、本新株予約権の発行による株式発行の数量及び希薄化の規模は一定の合理性を有していると判断しております。

また、本新株予約権による資金調達につきましては、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載するとおり、当社の業績回復が進むことによって当社の企業価値が向上することで株式価値の向上につながり、ひいては既存株主の皆様の利益につながるものであることから、当社の事業拡充及び成長戦略に必要不可欠であると判断いたしました。

そのため、本新株予約権による資金調達は一定の希薄化を招きますが、中長期的に見ても、企業価値の向上に資するものであることから、適切なものであると判断しております。

なお、本第三者割当の希薄化率が 25%を超える大規模なものであることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条の定めに従った手続きの履行が必要です。そのため、当社は、経営者から一定程度独立した第三者委員会による第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を入手することといたしました。本第三者委員会における本第三者割当増資の必要性及び相当性についての意見表明につきましては、「9. 企業行動規範上の手続きに関する事項」に記載しております。

(変更前)

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前 (2025年9月30日現在)		募集後 (本新株式発行後)		募集後 (本新株予約権行使後)	
G Future Fund 1号投資事業有限責任組合	<u>26.86%</u>	G Future Fund 1号投資事業有限責任組合	<u>23.41%</u>	須田 忠雄	<u>36.53%</u>

EGGS 1号次世代テック投資事業有限責任組合	15.30%	EGGS 1号次世代テック投資事業有限責任組合	<u>13.34%</u>	G Future Fund 1号投資事業有限責任組合	<u>17.05%</u>
有限会社フクジュコーポレーション	5.06%	須田 忠雄	<u>12.84%</u>	EGGS 1号次世代テック投資事業有限責任組合	<u>9.71%</u>
プログレス株式会社	5.05%	有限会社フクジュコーポレーション	<u>4.41%</u>	有限会社フクジュコーポレーション	<u>3.21%</u>
楽天証券株式会社	4.35%	プログレス株式会社	<u>4.41%</u>	プログレス株式会社	<u>3.21%</u>
平田 恒平	4.18%	楽天証券株式会社	<u>3.80%</u>	楽天証券株式会社	<u>2.77%</u>
ヒップキャピタルパートナーズ株式会社	3.42%	平田 恒平	<u>3.65%</u>	平田 恒平	<u>2.66%</u>
株式会社 SBI 証券	3.17%	ヒップキャピタルパートナーズ株式会社	<u>2.99%</u>	ヒップキャピタルパートナーズ株式会社	<u>2.17%</u>
角井 亮一	2.93%	株式会社 SBI 証券	<u>2.76%</u>	株式会社 SBI 証券	<u>2.02%</u>
光輝物流株式会社	2.49%	角井 亮一	<u>2.55%</u>	角井 亮一	<u>1.86%</u>

(注) (省略)

3. 募集後の大株主の持株比率は、(注) 2. に記載の内容に、本第三者割当により新たに発行される株式数 (2,150,000 株、議決権数 21,500 個) 及び新株予約権がすべて行使された場合の株式数 (6,250,000 株、議決権数 62,500 個) を、仮にすべて保有し続けたものとしたうえで、加算して作成しております。

(省略)

(変更後)

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前 (2025年9月30日現在)		募集後 (本新株式発行後)		募集後 (本新株予約権行使後)	
G Future Fund 1号投資事業有限責任組合	26.86%	G Future Fund 1号投資事業有限責任組合	<u>24.74%</u>	須田 忠雄	<u>36.12%</u>
EGGS 1号次世代テック投資事業有限責任組合	15.30%	EGGS 1号次世代テック投資事業有限責任組合	<u>14.10%</u>	G Future Fund 1号投資事業有限責任組合	<u>17.16%</u>
有限会社フクジュコーポレーション	5.06%	須田 忠雄	<u>7.89%</u>	EGGS 1号次世代テック投資事業有限責任組合	<u>9.78%</u>
プログレス株式会社	5.05%	有限会社フクジュコーポレーション	<u>4.66%</u>	有限会社フクジュコーポレーション	<u>3.24%</u>
楽天証券株式会社	4.35%	プログレス株式会社	<u>4.66%</u>	プログレス株式会社	<u>3.23%</u>
平田 恒平	4.18%	楽天証券株式会社	<u>4.02%</u>	楽天証券株式会社	<u>2.79%</u>
ヒップキャピタルパートナーズ株式会社	3.42%	平田 恒平	<u>3.86%</u>	平田 恒平	<u>2.68%</u>
株式会社 SBI 証券	3.17%	ヒップキャピタルパートナーズ株式会社	<u>3.16%</u>	ヒップキャピタルパートナーズ株式会社	<u>2.19%</u>
角井 亮一	2.93%	株式会社 SBI 証券	<u>2.92%</u>	株式会社 SBI 証券	<u>2.03%</u>
光輝物流株式会社	2.49%	角井 亮一	<u>2.70%</u>	角井 亮一	<u>1.88%</u>

(注) (省略)

3. 募集後の大株主の持株比率は、(注) 2. に記載の内容に、本第三者割当により新たに発行される株式数 (1,250,000 株、議決権数 12,500 個) 及び新株予約権がすべて行使された場合の株式数 (7,000,000 株、議決権数 70,000 個) を、仮にすべて保有し続けたものとしたうえで、加算して作成しております。

(省略)

(変更前)

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当による希薄化率は 76.29% (議決権数に係る希薄化率は 76.31%) を予定しております。従いまして、本資金調達に伴う希薄化率は25%以上となるため、本資金調達は大規模な第三者割当に該当し、本資金調達を行うには、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、株主総会決議などによる株主の意思確認の手続きを行うか、又は経営者から一定程度独立した第三者委員会による第三者割当の必要性及び相当性に関する意見のいづれかが必要となります。

(中略)

当社が、本委員会から2026年1月15日付で入手した本第三者割当増資の必要性及び相当性に関する意見の概要は以下のとおりです。

(変更後)

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当による希薄化率は 75.26% (議決権数に係る希薄化率は 75.28%) を予定しております。従いまして、本資金調達に伴う希薄化率は25%以上となるため、本資金調達は大規模な第三者割当に該当し、本資金調達を行うには、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、株主総会決議などによる株主の意思確認の手続きを行うか、又は経営者から一定程度独立した第三者委員会による第三者割当の必要性及び相当性に関する意見のいづれかが必要となります。

(中略)

当社が、本委員会から2026年1月15日付及び29日付で入手した本第三者割当増資の必要性及び相当性に関する意見の概要は以下のとおりです。

(変更前)

＜第三者委員会による本第三者割当増資の必要性及び相当性に関する意見の概要＞

(1) 本資金調達の必要性

当社は、2025年3月期には債務超過の状態を解消したものの、4期連続で経常損失を計上する状況が続いていること、継続企業の前提に関する注記がなされており、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる状況にあります。また、運転資金としての手元流動性は月商の約0.25ヶ月分にとどまっており、安定的な事業運営に必要とされる平均月商2ヶ月分の水準と比較して、依然として資金確保が必要な状況にあります。加えて、現状、金融機関からの新規借入による資金調達は厳しい状況にあるため、事業継続と再成長には本資金調達による財務基盤の強化が不可欠と判断いたしました。

資金使途については、事業継続のための安定した運転資金の確保が最重要の課題であるほか、AI関連事業を中心とする新たな成長基盤の確立(データセンター事業)、カタログ及びECによる通信販売事業における新商品の企画・開発(商品開発)、並びに既存事業そのものの競争力強化及び収益性向上(設備投資)に向けた資金需要があります。

以上の当社の本資金調達の目的及び理由、並びに具体的な資金使途の説明からすれば、これらの資金使途は、売上及び利益を向上させるとともに、更なる業績の拡大に寄与し、当社既存株主の利益に資するため、当社の企業価値の向上及び株主利益の最大化につながるものと認められ、資金調達を行う客観的かつ合理的な必要性が認められるものと考えられます。

(2) 本資金調達の相当性

② 発行条件等の相当性

本新株式の発行価額及び本新株予約権の行使価額については、直前営業日の終値を基準としてディスカウント(9.92%)した価額としていますが、特に不合理な点は認められないと考えられます。また、本新株予約権の発行価額は、第三者評価機関による公正価値の算定結果をもとに決定しており、特に不合理な

点は認められないものと考えられます。

希薄化については、第7回新株予約権の処分を含めた希薄化率は76.29%となり、株主価値が一時的に希薄化することとなります。財務体質改善のための資本増強を行いつつ、当社の運転資金及び事業資金を確保することで、将来の業績の向上と経営基盤の安定化を図り、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれます。

以上の事情を考慮すると、結論として本資金調達の発行条件等の相当性が認められるものと考えられます。

(変更後)

＜第三者委員会による本第三者割当増資の必要性及び相当性に関する意見の概要＞

(1) 本資金調達の必要性

当社は、2025年3月期には債務超過の状態を解消したものの、4期連続で経常損失を計上する状況が続いていること、継続企業の前提に関する注記がなされており、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる状況にあります。また、運転資金としての手元流動性は月商の約0.25ヶ月分にとどまっており、安定的な事業運営に必要とされる平均月商2ヶ月分の水準と比較して、依然として資金確保が必要な状況にあります。加えて、現状、金融機関からの新規借入による資金調達は厳しい状況にあるため、事業継続と再成長には本資金調達による財務基盤の強化が不可欠と判断いたしました。

資金使途については、事業継続のための安定した運転資金の確保が最重要の課題であるほか、AI関連事業を中心とする新たな成長基盤の確立（データセンター事業）、カタログ及びECによる通信販売事業における新商品の企画・開発（商品開発）、並びに既存事業そのものの競争力強化及び収益性向上（設備投資）に向けた資金需要があります。

以上の当社の本資金調達の目的及び理由、並びに具体的な資金使途の説明からすれば、これらの資金使途は、売上及び利益を向上させるとともに、更なる業績の拡大に寄与し、当社既存株主の利益に資するため、当社の企業価値の向上及び株主利益の最大化につながるものと認められ、資金調達を行う客観的かつ合理的な必要性が認められるものと考えられます。

なお、当社は、発行条件の変更を踏まえた変更後の資金使途に基づき本資金調達の必要性について改めて意見を諮問し、当初と同様、資金調達を行う客観的かつ合理的な必要性が認められる旨の意見を再取得しました。

(2) 本資金調達の相当性

② 発行条件等の相当性

本新株式の発行価額及び本新株予約権の行使価額については、直前営業日の終値を基準としてディスカウント（9.92%）した価額としていますが、特に不合理な点は認められないと考えられます。また、本新株予約権の発行価額は、第三者評価機関による公正価値の算定結果をもとに決定しており、特に不合理な点は認められないものと考えられます。

希薄化については、第7回新株予約権の処分を含めた希薄化率は75.26%となり、株主価値が一時的に希薄化することとなります。財務体質改善のための資本増強を行いつつ、当社の運転資金及び事業資金を確保することで、将来の業績の向上と経営基盤の安定化を図り、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれます。

以上の事情を考慮すると、結論として本資金調達の発行条件等の相当性が認められるものと考えられます。

なお、当社は、2026年1月28日に再度依頼し取得した変更条件を反映した価値評価報告書を第三者委員会に提出のうえ、本資金調達の相当性について改めて意見を諮問し、本資金調達の発行条件等の相当性が認められる旨の意見を再取得しました。

(変更前)

- II. 主要株主及びその他の関係会社の異動
2. 異動する株主の概要
- (1) 新たに主要株主に該当することとなる株主の概要
- 異動する株主となる須田忠雄氏の概要については、「I. 第三者割当による新株式及び第8回新株予約権の発行 6. 割当予定先の選定理由等 (1) 割当予定先の概要」をご参照ください。
- (2) その他の関係会社に該当しなくなる株主の概要
3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数 (所有株式数) 及び総株主の議決権の数に対する割合

議決権の数

(1) 須田忠雄氏

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数に 対する割合	大株主順位
異動前	二	二	二
異動後	21,500 個 (2,150,000 株)	12.84%	第3位

(注) 異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、2025年9月30日現在の株主名簿を基準に、財務局に提出された大量保有報告書（変更報告書）等により、2026年1月16日現在までに当社が認識した内容を織り込んだ株主名簿上の総議決権数145,903個に、本第三者割当により新たに発行される株式数2,150,000株に係る議決権数合計21,500個を加算した総議決権数167,403個を基準に算出しております。

(2) EGGS 1号次世代テック投資事業有限責任組合

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数に 対する割合	大株主順位
異動前	22,333 個 (2,233,300 株)	15.31%	第2位
異動後	22,333 個 (2,233,300 株)	13.34%	第2位

(注) 異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、2025年9月30日現在の株主名簿を基準に、財務局に提出された大量保有報告書（変更報告書）等により、2026年1月16日現在までに当社が認識した内容を織り込んだ株主名簿上の総議決権数145,903個に、本第三者割当により新たに発行される株式数2,150,000株に係る議決権数合計21,500個を加算した総議決権数167,403個を基準に算出しております。

(変更後)

- II. その他の関係会社の異動
2. 異動する株主の概要
- (削除)
- (1) その他の関係会社に該当しなくなる株主の概要
3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数 (所有株式数) 及び総株主の議決権の数に対する割合

議決権の数

(削除)

(1) EGGS 1号次世代テック投資事業有限責任組合

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数に 対する割合	大株主順位

異動前	22,333 個 (2,233,300 株)	15.31%	第2位
異動後	22,333 個 (2,233,300 株)	<u>14.10%</u>	第2位

(注) 異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、2025年9月30日現在の株主名簿を基準に、財務局に提出された大量保有報告書(変更報告書)等により、2026年1月16日現在までに当社が認識した内容を織り込んだ株主名簿上の総議決権数145,903個に、本第三者割当により新たに発行される株式数1,250,000株に係る議決権数合計12,500個を加算した総議決権数158,403個を基準に算出しております。

(変更前)

4. 異動予定年月日

2026年2月2日

(変更後)

4. 異動予定年月日

2026年2月18日

3. 今後の見通し

本変更による当社の業績に与える影響は軽微であると見込んでおりますが、今後公表すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以上

(別紙)

株式会社イー・ロジット
募集株式の発行要項

1.	募集株式の種類	当社普通株式 1,250,000 株
2.	払込金額	1 株につき 236 円
3.	払込金額の総額	295,000,000 円
4.	増加する資本金及び資本準備金の額	資本金 金 147,500,000 円 資本準備金 金 147,500,000 円
5.	申込日	2026 年 2 月 18 日
6.	払込期日	2026 年 2 月 18 日
7.	募集又は割当方法	第三者割当
8.	割当先及び割当株式数	須田 忠雄 1,250,000 株
9.	払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 深江橋支店
10.	その他	① 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 ②その他第三者割当による株式の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

株式会社イー・ロジット第8回新株予約権
発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社イー・ロジット 第8回新株予約権 (以下、「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 31,010,000 円
3. 申込期日 2026年2月18日
4. 割当日及び払込期日 2026年2月18日
5. 募集の方法及び割当先 第三者割当の方法により割り当てる。
須田 忠雄 70,000個
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法
- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は7,000,000株とする (本新株予約権1個あたりの目的である株式の数 (以下、「割当株式数」という。) は100株とする。)。但し、本項第(2)号ないし第(4)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第11項の規定に従って行使価額 (第9項第(2)号に定義する。) の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
- 調整後割当株式数 =
$$\frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 70,000 個
8. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権1個につき金 443 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額 (以下、「行使価額」という。) は、金 236 円とする。
10. 行使価額の修正
- 当社は、本新株予約権の割当日の翌日から起算して6ヶ月を経過した日以降に開催される当社取締役会の決議により、当該決議が行われた日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 (同日に終値がない場合には、その直前取引日の終値。以下、「修正基準日時価」という。) の90%に相当する金額に修正することができる。また、1回目の行使価額修正を行ってから行使価額の新たな修正を行うには6ヶ月以上経過しなければならないものとする。但し、修正基準日時価の90%に相当する金額が189円 (以下、「下限行使価額」という。但し、第11項の規定による調整を受ける。) を下回る場合には、下限行使価額をもって修正後の行使価額とする。当社は、かかる修正を決定したときは速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額の修正の効力は当該通知が到達した日の翌々取引日に生じるものとする。
11. 行使価額の調整
- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変

更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{l}
 \text{調整後} = \frac{\text{調整前} \times \frac{\text{既発行普通株}}{\text{式数}} + \frac{\text{交付普通株} \times \text{1株あたり}}{\text{既発行普通株式数}} \times \frac{\text{払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}
 \end{array}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目が始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てるものとする。

③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、又、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調

整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使期間

2026年2月18日（本新株予約権の払込完了以降）から2029年2月17日までとする。但し、第14項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (2) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (3) 本新株予約権の割当を受けた者の相続人による本新株予約権の行使は取締役会の承認を要するものとする。
- (4) その他の本新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、本新株予約権の割当を受けた者との間で締結する引受契約に定めるところによる

14. 本新株予約権の取得事由

当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権の発行価額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本取得請求権により本新株予約権の一部を取得する場合には、取得の範囲及び方法は取締役会が合理的に判断する。

15. 譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。

16. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

17. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第12項に定める行使期間中に第19項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に要する書類が第19項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が第20項に定める払込取扱場所の口座に入金された日に発生する。

19. 行使請求受付場所

株式会社イー・ロジット 経営管理本部

20. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 深江橋支店

21. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合の本新株予約権の取扱い
- 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合、当該組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付できるものとする。この場合においては、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
- ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
- 再編対象会社の普通株式とする。
- ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
- 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
- ④新株予約権を行使することのできる期間
- 第12項に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、第12項に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 第17項に準じて決定する。
- ⑥新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 第9項に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個あたりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。
- ⑦その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件
- 第13項及び第14項に準じて決定する。
- ⑧新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
22. その他
- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出書の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に關し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上